

平成二十七年二月十三日受領
答 弁 第 三 四 号

内閣衆質一八九第三四号

平成二十七年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員井坂信彦君提出内閣総理大臣談話に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出内閣総理大臣談話に関する質問に対する答弁書

一の①について

御指摘の「内閣総理大臣談話」については、法令上の定義はないが、お尋ねの「拘束する」及び「継承する必要がある」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

一の②について

これまでに内閣総理大臣が発表した談話には、閣議決定されたものと、そうでないものが存在する。

二について

お尋ねについては、衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書（平成二十六年三月二十五日内閣衆質一八六第七七号）一から四までについてでお答えしたとおりである。